（第二議定書締約国の船舶に対する証書の交付）

第一条の三十三　法第十九条の三十五の規定により交付する第二議定書締約国の船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する証書は、当該第二議定書締約国の政府の要請に基づいて交付した旨記載された第一条の二十八に規定する国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とする。

2　第一条の二十五の規定は法第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認及び法第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認（以下「相当指標確認」という。）（以下「相当手引書承認等」という。）について、第一条の二十七の規定は相当指標確認について、それぞれ準用する。

3　地方運輸局長は、相当手引書承認等を行う場合において、当該相当手引書承認等に必要な書類の提出を求めることができる。

第二条第二項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第十六条第二号中「明治三十二年法律第四十六号）」を削る。

第十九条第一項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第二十条の二中「から定期検査」の下に「（検査対象船級船にあつては、船級協会が法第十九条の四十六第二項の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二十二条において「定期検査等」という。）」を加え、「船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の三月前から当該期間が満了する日までの間に定期検査に合格した場合又は」を「法第十九条の三十七第六項各号に掲げる場合又は検査対象船舶が」に、「以降に定期検査」を「以降に定期検査等」に、「当該船舶」を「当該検査対象船舶」に改める。

第二十一条第一項中「（法第十九条の四十三第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「従事する船舶」を「従事する検査対象船舶」に改め、「除く。）が」の下に「、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において」を加え、「定期検査」を「定期検査等」に改め、同項第二号中「船舶」を「検査対象船舶」に改め、「ものが」の下に「、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、」を加え、同項第三号中「船舶が」を「検査対象船舶が、海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する時において、」に改め、同条第二項及び第三項中「船舶」を「検査対象船舶」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由は、検査対象船舶が、定期検査等を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、当該定期検査等に合格した後速やかに、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることが困難であることとする。

2　法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船級船に係る確認を受けようとする者にあつては、当該書面に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　海洋汚染等防止証書の写し

二　海洋汚染等防止検査手帳の写し

三　船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

3　地方運輸局長は、検査対象船級船以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行つたときは、第六条第一項の規定により提出された海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を定期検査を申請した者に返付するものとする。

4　前項の規定により海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳の返付を受けた者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳を地方運輸局長に提出しなければならない。

第二十二条第一項中「第十三条の規定により」を「従前の」に、「定期検査」を「、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る海洋汚染等防止証書の交付」に、「当該海洋汚染等防止証書」を「従前の海洋汚染等防止証書」に改める。

第二十四条第一項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第二十八条第一項中「国際海洋汚染等防止証書」を「法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第二項ただし書の規定による国際海洋汚染等防止証書」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項、第三項」を「第二十一条第一項から第三項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　法第十九条の四十三第四項において準用する法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を地方運輸局長に提出し、検査対象船舶に第五項において準用する第二十一条の二第一項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。この場合において、検査対象船級船に係る確認を受けようとする者にあつては、国際海洋汚染等防止証書の写しを添付しなければならない。

2　地方運輸局長は、検査対象船級船以外の検査対象船舶に係る前項の確認を行つたときは、第六条第一項の規定により提出された国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船舶が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載して、定期検査を申請した者に返付するものとする。

3　船級協会は、検査対象船級船に係る第一項の確認を受けた者からの申請により、国際海洋汚染等防止証書の裏面に当該検査対象船級船が法第十九条の三十七第五項の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。

4　第二項の規定により国際海洋汚染等防止証書の返付を受けた者は、当該国際海洋汚染等防止証書の有効期間の満了前に受けた定期検査に係る国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとするときは、従前の国際海洋汚染等防止証書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5　第二十一条の二第一項の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

第三十二条第一項中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改め、同条第二項中「船級船」を「検査対象船級船」に改める。

第四十五条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「国際大気汚染防止原動機証書の再交付若しくは書換え」の下に「、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の再交付若しくは書換え」を加え、「船級船」を「二酸化炭素放出抑制対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付若しくは検査対象船級船」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3　手引書承認等又は相当手引書承認等を受けようとする者は、別表第一の五に定める額（電子情報処理組織により申請をする場合にあつては、別表第一の六に定める額）の手数料を納付しなければならない。

4　外国において手引書承認等を受ける場合における手引書承認等の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

第四十六条第一項中「法第十九条の十八」の下に「、法第十九条の二十五第一項、法第十九条の二十六第一項、法第十九条の二十七第一項及び第三項、法第十九条の三十五」を加え、「第六項」を「第八項」に改め、同条第二項中「法第十九条の四十八第一項」を「法第十九条の三十一第一項、同条第二項から第四項まで（法第十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の三十三第一項、法第十九条の四十八第一項」に改める。

別表第一の四の次に次の二表を加える。

別表第一の五（第四十五条関係）

手引書承認等（指標確認を受けなければならない場合に限る。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
	金額（円）	83,500	102,400